

令和3年9月29日（水）
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社ベストランドに対し、宅地建物取引業法に基づき処分を実施しました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

建政部	建設産業第二課長	ひらいし のぶあき 平石 信明	(内線6651)
	建設産業第二課長補佐	やまぎし たかし 山岸 孝	(内線6652)
電 話	048-601-3151 (代表)		

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社ベストランドの宅地建物取引業法違反について、国土交通省関東地方整備局は、本日同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1 処分内容

宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。
 - ② 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。
 - ③ 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずること。
- (2) 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、令和3年10月29日までに報告するとともに、当該措置の実施状況について、今後3年間、概ね6箇月毎に文書をもって報告すること。

2 処分理由

被処分者が、平成26年12月頃から平成30年5月頃にわたり、自ら売主又は売主代理として、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、大阪府、愛知県及び宮城県所在の合計162件（一部子会社に係る取引を含む。）の中古のマンション及び戸建て住宅に係る顧客と契約締結した売買契約において、被処分者が保管する売買契約書の写しと売買価格等が異なる内容の売買契約書を媒介業者等が作成し、金融機関に提出することにより、真の売買価格を上回る融資の承認を得させる不正な行為が確認された。

被処分者の従業者が、上記取引のうち複数の取引において当該不正な行為に関与したことは、被処分者による、業務に関し取引の公正を害する行為として、宅地建物取引業法第65条第1項第2号に該当する。

(参考) 株式会社ベストランド
代表取締役 野口 浩太郎
東京都新宿区市谷本村町1番1号住友市ヶ谷ビル
国土交通大臣(3)第8159号